

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

後発医薬品の薬価基準への収載等について

後発医薬品の薬価基準への収載については、「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」（令和 8 年 2 月 13 日産情発 0213 第 1 号、保発 0213 第 4 号）及び「医療用医薬品の薬価基準収載希望書の提出方法等について」（令和 8 年 2 月 13 日医政産情企発 0213 第 1 号、保医発 0213 第 9 号）に基づき、下記のとおり実施いたしますので、貴管下関係団体及び関係会員への周知徹底方お願いいたします。

なお、収載に当たっては、医薬品の安定供給及び医薬品市販後の情報収集・情報伝達活動の適切な実施等、別添の留意事項について従来より厳正な指導を行っているところですが、後発医薬品使用促進の観点からも一層の指導の徹底を図ることとしておりますので、周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 収 載 月 令和 8 年 12 月予定
2. 対 象 品 目 令和 8 年 8 月 17 日（月）までに製造販売承認を受けた医薬品
3. 締 切 日 令和 8 年 8 月 21 日（金）

(別添)

後発医薬品収載についての留意事項

1. 薬価基準収載対象品目

令和8年8月17日(月)までに製造販売承認を受けた医薬品であって、令和8年8月21日(金)までに薬価基準収載希望書等が日本製薬団体連合会に受け付けられたもの。

なお、薬価基準収載希望書提出に当たって、必要に応じて、ヒアリングを行うことがある。

2. 収載についての方針

医薬品の安定供給及び医薬品市販後の情報収集・情報伝達活動の適切な実施の観点から次のとおりとする。収載希望書を提出する場合は、当該方針に基づき、収載希望品目の薬価基準収載の必要性等について十分検討した上で、薬価基準収載後、3か月以内に安定供給を継続的に実施できる見通しが立っている品目のみとすること。

また、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課から日本製薬団体連合会に対し随時開示している医療用医薬品の承認情報についても、収載を検討する上で積極的に活用すること。

なお、薬価基準収載後は「後発医薬品の安定供給について」(平成18年3月10日医政発第0310003号)に基づき、安定供給に努めること。

- (1) 薬価は、「薬価算定の基準について」(令和8年2月13日保発0213第3号)に基づき算定するものであること(ただし、本通知以降「薬価算定の基準について」が改正された場合は、その適用日から当該基準に基づき算定する)。
- (2) 供給実績が10年未満の削除品目が多数ある等、医薬品の安定供給の観点から生産・供給状況に問題があると思われる場合は、収載希望製造販売業者に対し、その理由を問うことがある。
- (3) 「小包装医薬品の円滑な供給について」(平成4年3月27日薬発第293号)を遵守すること。
- (4) 市販後の情報収集及び情報伝達活動、安定供給体制等を指標とした製造販売業者に関する情報提供項目を参考とした情報提供の取組に問題があると思われる場合についても、(2)と同様の対応とすること。
- (5) 「後発医薬品の薬価基準収載における規格の取り揃えについて」(令和7年2月19日医政産情企発0219第3号)に基づき、薬価基準への収載を希望する後発医薬品については、その承認に当たって標準製剤となった先発医薬品が有する規格を、原則全て揃えて薬価基準収載希望を申請すること。

- (6) 日本薬局方収載医薬品で、現在銘柄別に収載されている医薬品に係る後発医薬品の収載を希望する場合については、薬価基準収載希望書等を提出すること。
- (7) 特許係争は後発医薬品の安定供給を図る上で問題となることが予想されることから、特許係争のおそれがあると思われる品目の収載を希望する場合は、事前に特許権者である先発医薬品製造販売業者と調整を行い、将来も含めて医薬品の安定供給が可能と思われる品目についてのみ収載手続をとること。また、既収載品について特許係争により、安定供給に支障が生じるおそれがあると思われる品目がある場合は、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長宛てに報告すること。

なお、必要に応じて安定供給が可能であることを客観的に証明できる資料〔特許権者（先発医薬品製造販売業者）の同意書等〕の提出を求めることがある。

- (8) 令和3年12月の薬価基準収載（令和3年厚生労働省告示第401号）以降に収載された後発医薬品について、薬価基準収載日から起算して5年を超えない期間内において、欠品、出荷調整、回収等により供給不足を生じさせたことのある製造販売業者については、薬価基準収載希望書提出の際に念書を提出いただく場合があります。当該念書においては「令和3年12月以降の薬価基準収載品目（今回及び今後収載する品目を含む。）のうち、薬価基準収載日から起算して5年を経過していない後発医薬品について、本念書の提出以後新たに供給不足を生じさせた場合には、当該発生日以降の最初の薬価基準収載及びその次の薬価基準収載を自発的に見送る」旨を記載いただくこと。

3. 商標権抵触等による販売名変更及び代替新規の場合の薬価基準収載

商標権抵触等により医薬品の販売名のみを変更する場合及び代替新規による場合（以下「販売名変更等」という。）の薬価基準収載希望書等の提出は、後発医薬品の薬価基準収載希望書等の提出時に併せて行うこととされているが、資料の提出に際しては次の点に留意すること。

- (1) 薬価基準資料調査整理票の右上部分にある「代替」又は「名称」を丸印（朱書）で囲み、備考欄に旧品目名を必ず記入すること。
- (2) 旧品目については、新品目が薬価基準に収載された場合は、経過措置に移行する必要があるので、「薬価基準収載品目削除願」及び「製品切替計画書」【別紙様式6】を必ず添付すること。
- (3) 旧品目については、速やかに承認整理等を行うこと。

4. ヒアリングの実施

必要に応じヒアリングを実施することがある。

なお、ヒアリングの日程等については別途通知することとする。

5. 提出資料

収載希望品目のある会社は、令和8年8月21日（金）までに、別紙「提出資料一覧」による資料を提出すること。

希望薬価について特に説明が必要な品目については、試算式も含めて算出根拠を添付すること。

また、キット製品については、キットの形が分かるような資料並びにキット特徴部分の原価表及びそれを証明する請求書等の資料を添付すること。

先発医薬品と効能・効果又は用法・用量が異なる場合は、薬価基準資料調査整理票の備考欄にその旨と理由を記載すること。なお、薬価基準収載希望書等の提出から後発医薬品収載予定品目確認書の提出までの間に、効能追加等の承認を取得した場合については、その旨、医薬産業振興・医療情報企画課宛てに報告すること。

なお、収載希望品目のGS1コードについて、後発医薬品収載予定品目確認書の提出とともに、収載希望品目の規格単位ごとに「薬価基準収載希望品目のGS1コード報告書」【別紙様式8】を以下の作成要領により作成し、医政局医薬産業振興・医療情報企画課長宛てにメールで提出すること。

＜GS1コード報告書作成要領＞

1枚ずつPDFを作成し、ファイル名を「（企業名）GS1コード報告書（品目名）」とすること。例えば3枚GS1コード報告書がある場合は、PDFは3つになる。

例：（企業名）GS1コード報告書（〇〇〇錠△mg「□□」）

宛先：kouhatsuhinn-syuusai@mhlw.go.jp

6. 薬価基準収載希望品目取下げ願

薬価基準収載希望書等の提出から後発医薬品収載予定品目確認書の提出までの間に、何らかの理由（例えば、再評価申請を行わなかった場合等）により収載希望を取り下げる場合は、「薬価基準収載希望品目取下げ願」【別紙様式9】をPDF化し、医政局医薬産業振興・医療情報企画課長宛てにメールで提出すること。なお、当該理由については、詳細に説明すること。

ファイル名例：（企業名）薬価基準収載希望品目取下げ願

宛先：kouhatsuhinn-syuusai@mhlw.go.jp

7. 統一名収載方式等に基づき収載された医薬品の取扱い

日本薬局方収載医薬品、生物学的製剤基準収載医薬品、生薬及び低薬価品目であって、統一名収載方式に基づき既に収載されている医薬品と同規格の医薬品の製造販売承認を新たに取得した場合は、当該品目に係る薬価基準収載希望書等は提出する必要がないこと。

ただし、供給を開始する前には必ず「統一名収載医薬品の承認届」【別紙様式10】及び医薬品製造販売承認書の写し（ある場合は一部変更承認書の写しも）を医政局医

薬産業振興企画課宛てにメールで提出すること。代替新規の場合は薬価削除願いも添付すること。

＜統一名称収載医薬品の承認届の作成要領＞

統一名称収載医薬品の承認届が複数枚ある場合はまとめて1つのPDFにすること。薬価削除願の提出がある場合は、最後のページを薬価削除願とする。

ファイル名例：企業名_統一名称収載届（○品目）

製造販売承認書等（写）は（別紙）提出資料一覧の※10のとおり抜粋し、品目ごとにPDFを作成すること。例えば3品目について製造販売承認書（写）がある場合は、PDFは3つになる。

ファイル名例：企業名（販売名）【製造販売承認書（写）】令和○年○月○日

企業名（販売名）【一部変更承認書（写）】令和○年○月○日

宛先：kouhatsuhinn-syuusai@mhlw.go.jp

8. その他

・「薬価算定の基準について」（令和8年2月13日保発0213第3号）により、内用薬については、同時期の薬価収載が予定される組成、剤形区分及び規格が同一の新規後発品の銘柄数が7を超える場合は、100分の40を乗じた額を当該新規後発品の薬価とすることとなっている。収載希望品目のある会社においては、この点を十分に考慮した上で、別紙「提出資料一覧」による資料を提出すること（ただし、本通知以降「薬価算定の基準について」が改正された場合は、その適用日から当該基準に基づき算定する）。

・薬価基準に収載されているにもかかわらず供給していない医薬品がある場合には、「医療用医薬品の供給停止及び薬価削除について」（令和6年8月7日医政産情企発0807第1号、保医発0807第2号）に基づき、適切に対応すること。

・第十八改正日本薬局方における新規収載医薬品として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による製造販売承認を受けたもの又は軽微変更届出若しくは記載整備届出を行ったものについては、「薬価基準収載希望書」の「備考」欄にその旨記載すること。薬価基準に収載されるまでに軽微変更届出又は記載整備届出を行い、日本薬局方に適合させる予定の収載希望品目については、「薬価基準収載希望書」の「備考」欄にその旨記載するとともに、軽微変更届出等を行い次第可及的速やかに当該軽微変更届書等の写しを医政局医薬産業振興・医療情報企画課宛てに1部提出すること。また、「日本薬局方の別名削除に伴う販売名のみを変更するものの取扱いについて」（令和3年6月7日薬生薬審発0607第5号）に基づき、代替新規承認を受けた医薬品については、「3. 商標権抵触等による販売名変更及び代替新規の場合の薬価基準収載」に従い薬価基準収載希望書等を提出すること。

(別紙)

提出資料一覧

	提出資料	P D F 作成要領
1	薬価基準収載希望書【別紙様式1】	※1
2	銘柄別年間計画書【別紙様式2】 ※販売名変更等による薬価基準収載及び自社の既収載品目の剤形又は規格追加による薬価基準収載の場合は提出不要。	※2
3	薬価基準収載希望品目一覧表【別紙様式3】	※3
4	薬価基準資料調査整理票【別紙様式4】	※4
5	銘柄別に原料供給に係る契約書又は確約書の写し ※販売名変更等による薬価基準収載及び自社の既収載品目の剤形又は規格追加による薬価基準収載の場合は提出不要。	※5
6	医薬品の安定供給体制に関する概要 ※既収載品目も含めた医薬品安定供給体制に関する概要を提出すること。 また、原薬調達及び供給能力に関する計画書を併せて提出すること（現時点で未作成の場合は、作成予定を明らかにし、取組状況について、説明すること。）。なお、提出に当たっては欄外※6の（＊）に記載の各事項を踏まえること。 ただし、販売名変更等による薬価基準収載及び自社の既収載品目の剤形又は規格追加による薬価基準収載の場合は、提出不要。	※6
7	医薬品情報収集・伝達の実施予定の概要（市販後安全対策実施体制の模式図含む） ※安定供給体制等を指標とした製造販売業者に関する情報提供項目を参考とした取り組み状況について、併せて説明すること。ただし、販売名変更等による薬価基準収載及び自社の既収載品目の剤形又は規格追加による薬価基準収載の場合は提出不要。	※7
8	希望薬価の算定根拠 薬価算定の基準に基づいて、算定内容に説明が必要なものは試算式を含めて提出すること。 ※特にキット製品については、キット特徴部分の原価表及びそれを証明する請求書等、算定の根拠となりうる資料を必ず添付すること。	※8
9	H28年度～R7年度の後発品薬価基準収載状況リスト【別紙様式5】 ※販売名変更等による薬価基準収載及び自社の既収載品目の剤形又は規格追加による薬価基準収載の場合は提出不要。	※9
10	製造販売承認書（写）又は一部変更承認書（写） ※日本薬局方適合品目については、日本薬局方に適合していることが分かる箇所に波線を引くこと。また、共同開発の品目については、共同開発であること、幹事社又は小分け社、製造元が分かる箇所に、単独開発の品目については、製造元が分かる箇所に波線を引くこと。	※10

11	製造販売業許可証（写） ※過去に薬価基準収載希望書を提出した企業であって、製造販売業許可証の写しを提出していない企業のみ提出すること（ただし、提出後に製造販売業許可証の記載内容に変更があった場合には提出すること。）。	※11
12	製品切替計画書【別紙様式6】 ※販売名変更等による薬価基準収載についてのみ提出すること。	※12
13	全規格取り揃え計画書【別紙様式7】 ※先発品が有する規格を全て揃えられない場合のみ提出すること。	※13
14	安定供給マニュアル ※ただし、以下に該当する場合は提出不要。 ・自社の既収載品目の剤形又は規格追加による薬価基準収載の場合 ・販売名変更による薬価基準収載で、安定供給マニュアルを前回までの収載時に提出している場合	※14
15	安定供給に寄与する組織・責任者に関する資料 ※ただし、安定供給マニュアルにおいて組織・責任者が具体的に記載されている場合は提出不要。	※15

1～4、9、12、13の資料の様式については、本通知の別紙様式を用いて作成すること。
また、本年8月17日（月）までに製造販売承認を受けた医薬品で承認書が未だ到着していないものは、承認申請書の写しを添付して提出することとし、到着後は承認書の写しを速やかに提出すること。その際、申請書の写しと承認書の写しの内容の異同について説明する用紙を添付すること。

全ての書類について押印不要であるため、以下の要領でPDFを作成し日本製薬団体連合会へメールで提出すること。提出資料一覧の資料は全てPDF化すること。なお、企業名に株式会社等は不要。

※1 薬価基準収載希望書

品目（薬価基準収載希望書1部）ごとに1PDFを作成。例えば、3品目それぞれ薬価基準収載希望書を作成する場合は、提出するPDFは3つになる。

ファイル名例：（企業名）〇〇〇錠△mg「□□」【希望書】

※2 銘柄別年間計画書

ファイル名：（企業名）銘柄別年間計画書

※3 薬価基準収載希望品目一覧表

ファイル名：（企業名）薬価基準収載希望品目一覧表

※4 薬価基準資料調査整理票

薬価基準収載希望書と同様に品目（薬価基準資料調査整理票1部）ごとに1PDFを作成す

ること。なお、「※8 希望薬価の算定根拠」を提出する場合は、「薬価基準資料調査整理票」
「希望薬価の算定根拠」の順番に1つのPDFにすること。

ファイル名例：（企業名）〇〇〇錠△mg「□□」【整理票】

※5 銘柄別に原料供給に係る契約書又は確約書の写し

原薬ごとに1PDFを作成すること。

ファイル名：（企業名）原薬名称【原料供給確約書】

※6 医薬品の安定供給体制に関する概要

ファイル名：（企業名）医薬品の安定供給体制に関する概要

* 「医薬品の安定供給体制に関する概要」において留意すべき事項

今回の収載希望品目についてのみならず、既収載品をも含めた内容にすること。

1. 原料供給元との契約において下記のような事項が定められているか。
 - ・原料供給期間
 - ・原料の供給中止に当たっての事前報告時期（新たな供給元の確保に必要な期間を確保すること）
 - ・原料の供給中止に当たっての在庫確保（新たな原料の使用が可能となるまでに必要な又は供給停止、薬価削除するまでに必要な在庫を確保すること）
2. 原料等切り替えの一変承認取得又は供給停止、薬価削除の手続を行うに当たって、製品の安定供給に必要な在庫が確保されているか。
 - ・手続のスケジュール（期間）とその間の安定供給に必要な在庫量（手続期間が予定よりも長引く場合も想定すること）
3. 原料の品質確保体制が確立されているか。
 - ・原薬等製造所のGMP適合性の確認方法
 - ・原料等の受入時及びその後の品質確認方法並びに品質確保のための取り組み（仮に品質問題が発覚した場合においても製品の安定供給が確保可能な体制になっているか）
4. 予測を上回る製品需要増への対応方法等が確立されているか。
 - ・製品在庫状況、製品増産体制、原薬確保体制、増産した製品が供給されるまでに要する期間等の観点からみて、予測を上回る需要があった場合においても安定供給を継続できる体制になっているか。
 - ・市場実績などを踏まえた需要予測が十分に精査されているか。特に、初期在庫量は十分であるか。
5. その他医薬品の安定供給確保に関する事項
 - ・原薬の供給状況、製剤の市場性等を踏まえた原料等のセカンドソースの有無
 - ・過去の供給不安事例を踏まえた改善が行われているか。
 - ・その他

※7 医薬品情報収集・伝達の実施予定の概要

ファイル名：（企業名）医薬品情報収集・伝達の実施予定の概要

※8 希望薬価の算定根拠

※4 参照

※9 H28 年度～R 7 年度の後発品薬価基準収載状況リスト

ファイル名：（企業名）H28 年度～R 7 年度の後発品薬価基準収載状況リスト

※10 製造販売承認書（写）又は一部変更承認書（写）

「医薬品製造販売承認書」1 枚、「医薬品製造販売承認申請書」の頭紙 1 枚（一部変更承認書については、「医薬品製造販売承認事項一部変更承認書」1 枚、「医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請書」の頭紙 1 枚）、共同開発の品目については「共同開発であること、幹事社又は小分け社、製造元が分かる箇所に波線を引いたページ」、単独開発の品目については「製造元が分かる箇所に波線を引いたページ」、日本薬局方適合品目については「日本薬局方に適合していることが分かる箇所に波線を引いたページ」を抜粋し、医薬品製造販売承認書（または医薬品製造販売承認事項一部変更承認書）ごとに PDF を作成すること。

ファイル名：（企業名）販売名【製造販売承認書（写）】令和○年○月○日

（企業名）販売名【一部変更承認書（写）】令和○年○月○日

◇左上の穴で印された番号が写るようにスキャンをすること。

◇ファイル名の日付は承認書の日付を記載すること。

◇必要に応じて製造販売承認書の全ページを確認させていただく場合があること。

※11 製造販売業許可証（写）

複数枚ある場合は 1 つの PDF にまとめること。

ファイル名：（企業名）製造販売業許可証（写）

※12 製品切替計画書

ファイル名：（企業名）製品切替計画書

※13 全規格取り揃え計画書

ファイル名：（企業名）全規格取り揃え計画書

標準先発品を含むいずれかの先発医薬品が有する規格を全て揃えずに申請する場合は、理由を詳細に記載した資料を添付すること。

※14 安定供給マニュアル

ファイル名：（企業名）安定供給マニュアル

※15 安定供給に寄与する組織・責任者に関する資料

ファイル名：（企業名）安定供給に寄与する組織・責任者に関する資料

薬価収載日以降、安定供給を継続するため、安定供給に寄与する組織の体制等を定めた資料を、1 つの PDF にまとめ添付すること。

※その他

○薬価基準収載品目削除願

ファイル名：（企業名）薬価基準収載品目削除願

○収載を自発的に見送る旨の文書

ファイル名：（企業名）念書